

いな住まいる補助金の概要

1 住宅新築補助金

○市内在住の若者世代の定着や U ターンの促進を図るため、住宅の新築・取得に対する補助を市内全域に拡充し定住促進から、人口減少の抑制につなげる。

<補助対象>

- ・ 45 歳以下の者、45 歳以下の配偶を持つ者又は同居する中学生以下の子を持つ者
- ・ 対象地域に住所を有し、定住する意思が認められること
- ・ 自治会に加入し、地域活動に参加する意思が認められること

<補助要件>

- ・ 令和 5 年 4 月以降に登記が完了している建物を所有している者

<補助金額>

最大 150 万円

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ・ 市内に新築・建て替え・建売 | 25 万円（基本額） |
| ・ 居住誘導区域内に新築・建て替え・建売 | + 25 万円（加算） |
| ・ 土地の取得に伴う新築・建て替え・建売 | + 50 万円（加算） |
| ・ 市内に本店、又は支店、営業所のある業者で建築した者 | + 50 万円（加算） |

※居住誘導区域とは・・西町区城南町地区、荒井区上荒井地区、西箕輪大萱地区、東春近地区、富県新山地区、美篤青島地区及び立地適正化計画の居住誘導区域（過疎・モデル地区徐く）

2 宅地分譲補助金

○業者が行う分譲（建売分譲含む）に対し補助を行い、住宅建築を促し定住の促進を図る。

<補助対象>

- ・ 令和 4 年 4 月以降に分譲された土地を所有する業者
- ・ 1 区画 200 m²以上で 3 区画以上の分譲

<補助要件>

- ・ 分譲された土地に住宅が建築されることが確実であることを証明できる者

<補助金額>

- ・ 1 区画あたり 30 万円

3 周知方法

- 不動産組合、建設業組合、宅建業組合、建築士会等への説明会の開催や個別訪問、チラシの配布
- 市報やタウン情報誌等への記事の掲載
- 市ホームページ、メール、Facebook、Twitter、LINE 等の SNS やメディアを活用した情報発信
- 区長会、地域協議会等への説明
- 保育園、小・中学校を通じた家庭へのチラシの配布 など

【個人が受けられる補助・支援】

●「住宅新築補助金」

令和 5 年 4 月以降に登記が完了している建物を所有している者

最大 1 5 0 万円

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ・ 市内に新築・建て替え・建売 | 25 万円（基本額） |
| ・ 居住誘導区域内に新築・建て替え・建売 | + 25 万円（加算） |
| ・ 土地の取得に伴う新築・建て替え・建売 | + 50 万円（加算） |
| ・ 市内に本店、又は支店、営業所のある業者で建築した者 | + 50 万円（加算） |

●「フラット 35 金利引下げ」

住宅新築補助金を受けた者

- ・ 住宅ローン商品「フラット 35」を利用
- ・ 5 年～最長 10 年間 0.25%～0.5% 金利を引き下げ

●「薪ストーブ・ペレットストーブ設置補助」

- ・ 補助率 2/3
- ・ 薪ストーブ設置 上限 30 万円
- ・ ペレットストーブ設置 上限 42 万円

【事業者が受けられる補助・支援】

●「宅地分譲に対する補助金」

1 区画あたり 30 万円

- ・ 住宅が建築されることが確実であることを証明できる者（令和 5 年 4 月以降）
- ・ 1 区画 200 ㎡以上で 3 区画以上の分譲を対象

●「上下水道施設整備に伴う材料支給」

公道等に上下水道本管等を布設する場合に必要な原材料を支給

- ・ 上水道・・・水道配水用ポリエチレンφ75 ミリからφ150 ミリの本管 など
- ・ 下水道・・・塩化ビニール管φ150 ミリ以上の本管、マンホール、公共マス など

●「移住・定住応援事業者登録認定制度」

住宅建築及び土地販売等の事業者と市との連携による、相互情報発信おこなう

- ・ (市) 公式 H P への事業者情報（土地・建物）の掲載や移住相談者への情報提供
- ・ (事業者) 自社 H P へのリンク、移住パンフレットの配布や自社ブログへの掲載など